≪令和７年度≫

帯状疱疹定期予防接種のお知らせ

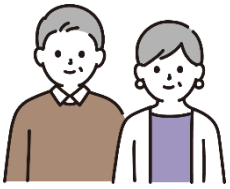

令和７年度から帯状疱疹ワクチンの定期接種を実施します！

対象の方で接種希望の方は、この機会を逃さないようにご注意ください。

１．令和７年度対象者【豊浦町に住民票があり、以下のいずれかに該当する方】

①下記の生年月日に当てはまる方

６５歳になる方	昭和３５年４月２日 ～ 昭和３６年４月１日
７０歳になる方	昭和３０年４月２日 ～ 昭和３１年４月１日
７５歳になる方	昭和２５年４月２日 ～ 昭和２６年４月１日
８０歳になる方	昭和２０年４月２日 ～ 昭和２１年４月１日
８５歳になる方	昭和１５年４月２日 ～ 昭和１６年４月１日
９０歳になる方	昭和１０年４月２日 ～ 昭和１１年４月１日
９５歳になる方	昭和　５年４月２日 ～ 昭和　６年４月１日
１００歳以上の方	大正１５年４月１日以前に生まれた方

定期接種の対象は**生涯に1度**です。5年に1度ではありませんのでご注意ください！

② 接種日時点で６０～６４歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方（障害等級１級）※医療機関へ身体障害者手帳を提示してください。

※帯状疱疹ワクチンを接種したことがある方は、原則助成の対象になりません。
過去に接種したことが判明した場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

※豊浦町外などで過去に帯状疱疹ワクチンを接種したことがある場合は、保健センターへご連絡ください。

２．接種期間

令和７年４月１日　～　令和８年３月３１日　**接種期間外の接種は有料です**

※不活化ワクチンは２回接種のため、２回目を令和８年３月末までに接種を終了するには、遅くとも令和８年１月までに１回目を接種する必要があります。

３．実施医療機関

豊浦町国民健康保険病院（TEL　０１４２－８３－２２２８）
※予約受付時間：外来診療時間内（土、日、祝日を除く）

・接種を希望の方は、医療機関へ直接お申込みください。その際希望のワクチン名をお伝えください。ワクチンの種類に迷われている方は、診察の際医師とご相談ください。かかりつけ医がいる場合は、接種の可否を事前に確認してから予約をしてください。
・伊達市、洞爺湖町、壮瞥町内の医療機関でも接種可能です。
※接種実施の有無を医療機関担当者へ直接ご確認ください。

室蘭市や登別市など、豊浦町・伊達市・洞爺湖町・壮瞥町内以外の医療機関で接種は受けられません。全額自己負担となりますのでご注意ください。

両面お読みください

４．帯状疱疹ワクチンの種類、接種料金など

帯状疱疹ワクチンは２種類あり、接種費用や接種回数に違いがあります。
対象となるのは**どちらかのワクチンで生涯に１度限り**となりますのでご注意ください。

	生ワクチン（ビケン）	不活化ワクチン（シングリックス）
接種回数	１回	２回（標準接種間隔：２か月） ※接種間隔が２か月を超えた場合は、６か月後までに２回目の接種を行う ※医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を１か月まで短縮可能
接種方法	皮下接種	筋肉内接種
接種料金	２，５００円	７，０００円×２回まで
	町民税非課税世帯または生活保護受給世帯の方は、接種当日に証明書を医療機関へ提出すると無料になります。 **町民税非課税世帯の方　⇒　詳しくは同封のチラシをご覧ください** ・介護保険料納入通知書、後期高齢者医療限度額認定証、重度心身障がい者医療費受給者証、後期高齢者医療資格確認書の**写し** ・町民税非課税証明書の**原本**（役場　町民課窓口）※発行手数料 300 円 **生活保護受給者の方**　⇒　生活保護受給証明書（やまびこ保健福祉係☎82-3843） 後日、証明を提出されても返金できませんのでご注意ください。	

※生ワクチンと不活化ワクチンの交互接種は認められていません。

５．当日の持ち物について

□健康保険証またはマイナンバーカード　□診察券（お持ちの方）
□接種料金　□町民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は証明書
□予診票（事前に記入してください）□身体障害者１級手帳のコピー（該当の方のみ）

６．胆振西部４市町以外の医療機関で接種する場合

長期入院、施設入所されている方など、やむを得ない事情で４市町以外（豊浦町、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町）で接種をする場合は、接種前の手続きにより助成の対象となります。
接種前に入院または入所施設の担当者等を通じて保健センターへご連絡ください。
※手続きは２週間程度かかりますのでご希望の方は早めにご相談ください。

７．その他

・体温が 37.5℃以上あるなど、体調不良の場合は接種できません。
・**不活化ワクチンの接種を令和７年３月３１日以前に１回終えた場合、２回目のみ助成の対象となります。**
・生ワクチン接種後に他の生ワクチンを接種する場合は、27 日以上間隔を空けてください（インフルエンザ・高齢者肺炎球菌・新型コロナワクチンは制限はありません）
・接種後、医療機関から「接種済証」が渡されます。接種した証明になりますので大切に保管してください。
・この予防接種は、接種を受ける法律上の義務はなく、本人の希望により接種を行うものです。

■予防接種予約先　豊浦町国民健康保険病院　☎0142-83-2228
■予約以外のお問い合わせ先　豊浦町総合保健福祉施設保健センター☎0142-82-3844

両面お読みください